

企業設備資金のご案内

この融資制度は、大企業や中小企業者の皆さまが、前橋市内に設置・立地する設備、工場、事業所、店舗など設備投資に必要な資金を長期、低利で貸し付けるものです。

1 融資申込者の資格

- (1) おおむね 1 年以上の事業実績があり、融資申込時点で主たる事業所のある自治体の市区町村税（個人事業主の方は、住所のある自治体の市区町村税）を滞納していない方
- (2) 大企業、中小企業、中小企業団体、商店街共同組合のいずれかに該当し、中小企業信用保険法で規定する事業を営む方（一部対象外あり）
- (3) 申請者又は申請者の団体の役員等が、暴力団及びその関係団体との関係がない方

2 融資条件

融 資 対 象	① 機械器具、環境設備、販売設備及び駐車場設備の購入 ② 工場、事務所、店舗等の新築、増築、改築または中古物件の購入、及び商店街協同組合等の行う共同施設の設置 ③ ②のうち、中古物件に付随している、または建築確認を受けた物件を建築するために購入する土地 ※<u>融資申込時に、設備投資に着手していない事業計画</u>であること。 ※据付費用、運送費も対象になります。 ※中古品については、減価償却資産の耐用年数を基準に 1 年以上の使用可能期間があり、かつ取得価格が 1 0 万円を超えるものが対象になります。 ※太陽光発電設備に関する融資は、融資利用企業の主な事業の年間売上相当額が融資限度額となります。 ※居抜き物件への入居、中古物件、及び土地の購入については別途誓約書が必要となります。 <対象外> ・賃貸等の用途に供する設備、物及び不動産業における売買物件に係るもの ・リース契約を行うもの ・車両については、3, 5, 7 の白ナンバー及び 2 輪車 ・野立てに設置される太陽光発電設備
融 資 限 度 額	① 建設業、製造業、運輸業などの方で融資対象①に該当するもの 3 億円 ② 建設業、製造業、運輸業などの方で融資対象②、③に該当するもの 5 億円 ③ 上記以外の場合 1 億円 ※どの業種に該当するかご不明な場合、事前にお問い合わせください。
融 資 期 間	1 0 年以内（うち据置き 2 年以内）
融 資 利 率	年 1. 7%以内 （信用保証協会付きの場合は、1. 4%以内。ただし、保証料は自己負担。）
償 還 方 法	元金均等分割償還
担 保 保 証 人	金融機関の定めるところによる

3 申請に必要な書類

- ① 金融機関所定の融資申込書
- ② 直近2期分の決算書または確定申告書の写し
- ③ 計画内容を説明する書類（図面、カタログ、見積もりなど）
- ④ 市区町村発行の納税証明書の原本
- ⑤ 暴力団等の団体と関わりのない誓約書
- ⑥ 建築確認済証の写し（該当する場合）
- ⑦ 事業の許認可証の写し（該当する場合）
- ⑧ 全部事項証明書（法人の場合）
- ⑨ 中古物件及び土地購入の場合には融資償還中に売却、譲渡等行わない旨の誓約書
- ⑩ その他、金融機関が必要とする書類

4 融資までの流れ

- ① 申請者の方は、取引先金融機関へ必要書類を揃えた上、お申込ください。
- ② 申込を受けた金融機関は、申込案件について取扱の方向が決まった時点で必要書類と、『承認申請書』を産業政策課産業政策係へ提出してください。
- ③ 提出いただいた書類について市での審査を行い、承認の後『承認書』をお送りします。
- ④ 融資実行、及び発注、契約、事業着工を開始してください。

※融資実行、発注、契約、事業着工は市の承認後可能です。それ以前にどれか一つでも着手された場合は、融資の対象となりませんのでご注意ください。やむを得ない理由から融資承認前に事業着手が必要な場合は、『特例承認制度』の対象となる場合がありますので、必ず着手前にご相談ください。

- ⑤ 融資実行後、取扱金融機関の方は『融資実行報告書』をご提出ください。
『融資実行報告書』に基づき、前橋市より預託を行います。

担当課連絡先

前橋市 産業経済部 産業政策課 産業政策係
〒371-8601 前橋市大手町二丁目12番1号（前橋市役所6階）
電話 027-898-6983（直通） FAX 027-224-1188（専用）